

平成23年5月31日  
独立行政法人理化学研究所  
横浜研究所  
契約担当役  
研究推進部長 河原 正行

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

### 記

#### 1. 競争に付する事項

- (1) 件名 細胞や微生物の維持管理、評価実験の実施、また半自動化システムを用いた生化学的評価実験の実施などの化合物効力評価等業務に関する労働者派遣（23-横-004）
- (2) 仕様 別に交付する仕様書のとおり
- (3) 履行期間 自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日
- (4) 履行場所 神奈川県横浜市鶴見区末広町1丁目7-22  
独立行政法人理化学研究所 横浜研究所 生命分子システム基盤研究領域 応用生物学研究チーム、創薬生化学スクリーニングユニット

#### 2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人理化学研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は独立行政法人理化学研究所競争契約参加資格のいずれかにおいて、平成23年度に「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に定める一般派遣元事業主又は特定派遣元事業主であること。
- (4) 本入札公告から開札の時までの期間に独立行政法人理化学研究所の物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止を受けていないこと。
- (5) 仕様書に規定する条件を全て満たすサービスを提供できること。

#### 3. 提出書類の締切日時及び受付場所

- (1) 日時 平成23年6月14日 15時00分
- (2) 場所 神奈川県横浜市鶴見区末広町1丁目7-22  
独立行政法人理化学研究所 横浜研究所 研究推進部 契約課  
[担当：(高)]

#### 4. 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 5. 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

#### 6. 開札日

平成23年6月24日

#### 7. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の金額を提示した競争参加者であって、別紙仕様書で規定す

る内容に適合し、採用し得ると判断した資料を提出した競争参加者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と定める。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8. 入札説明書

詳細は入札説明書による。

#### 9. 入札説明書等の交付

- (1) 交付期間 本公告の日から平成23年6月14日 15時00分まで  
(2) 交付方法 理化学研究所ホームページ（調達情報）よりダウンロード  
<http://choutatsu.riken.jp/r-world/info/procurement/>

#### 10. 仕様書に対する質問受付

- (1) 提出期限 平成23年6月7日 15時00分  
(2) 提出場所 3. (2)に同じ

#### 11. 入札説明会又は現場説明会

なし。

#### 12. 派遣労働者が従事する業務の内容

独立行政法人理化学研究所 横浜研究所 生命分子システム基盤研究領域 応用生物学研究チームにおいて、補助金業務課題の化合物効力評価に関わる業務に関し、以下の研究業務を行う。

1. 培養細胞または微生物の増殖性、または物質生産活性などを測定して、細胞に対する添加化合物の効力を評価するために必要な業務（ウイルスを用いた実験は実施しません。）。具体的には、細胞や微生物の維持管理、評価実験の実施、データの取得と整理など。
2. 酵素活性または結合活性を利用して、タンパク質に対する添加化合物の効力を評価するために必要な業務。具体的には、主として、半自動化システムを用いた生化学的評価実験の実施、データの取得と整理、従事者の経験と力量に応じて、評価用タンパク質の調製業務など。

なお、上記の他、生命分子システム基盤研究領域 創薬生化学スクリーニングユニットにおいて、化合物効力評価に関わる業務に関し、以下の研究業務を行う。

3. 上記 1. 以外の、培養細胞または微生物の増殖性、または物質生産活性などを測定して、細胞に対する添加化合物の効力を評価するために必要な業務（ウイルスを用いた実験は実施しません。）。具体的には、運営費交付金業務に関わる、細胞や微生物の維持管理、評価実験の実施、データの取得と整理など。

#### 13. 派遣労働者の要件

業務開始日時点で以下のすべての要件を満たすこと

- ・ 大学または公的研究機関、或いは企業の研究機関等において、2年以上の動物細胞培養の実務経験があり、迅速で適切な細胞培養技術があること。
- ・ 責任を持って培養細胞を維持するために、細胞維持に必要な勤務日には全日休をできる限り取らないこと。
- ・ 大学または公的研究機関、或いは企業の研究機関等において、2年以上の生化学実験の実務経験があり、特に、ピペットマンなどを用いた微量分注作業が、迅速で正

確に実施できること。

- ・ 自動化ロボットを用いて実施する、タンパク質に対する添加化合物の効力を評価する実験は、昼食時など限られた時間にしか休憩を取ることができず、喫煙などのために業務中に休憩を取ることが難しいため、この業務のために必要な、十分な健康状態であること。
- ・ エクセル、ワード等の PC ソフトウェアの一般的な操作が可能で、実験操作上必要な情報や結果をデータベースへスムーズに入出力できること。また、実験のデータ情報等のセキュリティの保護に十分留意できること。
- ・ 業務指導者が指示をしたプロトコルや、マニュアル、文献などから業務上必要な情報を収集し、必要があれば業務指導者に質問し、それらに従った正確な実験操作が出来ること。
- ・ 協調性、円滑なコミュニケーション力があり、指揮命令者と業務上必要な連絡を円滑にとれること。熱意と誠実さを持って、業務に当たれる意欲があること。

以 上